

## 脳死下臓器提供を目的とした転院搬送の取扱いについて(報告)

第72回 厚生科学審議会疾病対策部会 臓器移植委員会

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課 移植医療対策推進室

# 脳死下臓器提供への意思が明確であるときの転院搬送の取扱いについて(報告)

## 過去の経緯

- 法的脳死判定・脳死下臓器提供の実施可能施設は5類型施設※1に限られており、「臓器提供手続に係る質疑応答集」(平成27年9月改訂版)において、脳死下臓器提供のみを目的とした転院搬送については控えるべきとされている。
- このため、臓器提供意思表示カードで提供意思が示されているなど、脳死下臓器提供への意思が明確であるときであっても、転院搬送ができない取扱いとなっている。
- この点、「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」(令和4年3月厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会)を踏まえて設置された、「脳死判定目的の転院搬送に関する作業班」より、脳死下臓器提供を目的とした転院搬送について、地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルの作成等条件付きで容認する答申がまとめられた。
- また、令和5年1月の臓器移植委員会において、転院搬送に関する技術的事項として、①転院搬送後に臓器提供が行えないと判断された場合の対応、②転院搬送の手段や地域における関係施設との連携、の2点についてさらに検討すること、とされた。

※1 大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設

## 検討結果

- 厚生労働科学研究※2の実証実験により、**本人又は家族の脳死下臓器提供への意思が明確であるとき**、
  - 脳死が疑われる状態となった患者を
  - 脳死下臓器提供を目的として
  - 5類型施設以外あるいは5類型施設であっても必要な体制整備が困難な施設から
  - 搬送に伴うリスクを家族および医療者が十分に認識し、かつ回避対策を講じた上
  - 体制が整備されている臓器提供施設へ患者を搬送することに関して、問題なく実証実験を完遂できた。
- 転院搬送後、臓器提供が行えないと判断された場合の対応や、転院搬送の手段については、地域差があることから、地域の実情に合わせた転院搬送に関するマニュアルを作成する際に十分検討することが必要であると結論づけられた。
- これらを踏まえ、**本人又は家族の脳死下臓器提供への意思が明確であるとき**、厚生労働科学研究※3により作成された「法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリスト」を参考にすることで、転院搬送の実施について容認することとする。

※2 令和4年度厚生労働科学研究費補助金(移植医療整備基盤研究事業)「地域の中核機関と周囲の医療機関との連携のあり方に関する研究」(研究分担者 久志本成樹)

※3 令和7年度厚生労働科学研究費補助金(移植医療整備基盤研究事業)「臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究」(研究分担者 久志本成樹)